Ⅲ　機会費用

| | | |
|---|---|---|
| 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | 3,119千円 | |
| 政府出資の機会費用 | 151,844千円 | |
| 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 | — | 154,963千円 |

Ⅳ　（控除）国庫納付額　—

Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　5,888,969千円

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

（会計上の見積り）

（貸借対照表関係）「３．減損の兆候が認められた固定資産」については、稼働率の著しい低下等が生じたことから減損の兆候があるものとして判断したものの、今後稼働率は回復する見込みがあることなどにより、減損を認識しないこととしました。

減損の認識の判断にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

（重要な債務負担行為）

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為は633,389千円であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当法人は、国立大学法人会計基準第77における収益について、収益総額に占める金額の割合が低く、金額的な重要性が乏しいと判断したため、国立大学法人会計基準第77第２項に規定されている⑴～⑸のステップを適用しておりません。

（金融商品の時価等）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、預金及びＡ格以上の社債等を保有しております。

なお、当該運用資産は、金利の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、資金運用規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や運用実績等を、毎事業年度終了後に役員会及び経営協議会に報告しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金及び未収入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額（＊１） | 時価（＊１） | 差額（＊１） |
|---|---|---|---|
| ⑴　投資有価証券 | 564,594 | 543,394 | △21,200 |
| ⑵　長期未払金 | (49,444) | (47,319) | (△2,125) |
| ⑶　ＰＦＩ債務 | (299,497) | (256,731) | (△42,765) |
| ⑷　未払金 | (3,110,871) | (3,113,250) | (2,379) |

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　投資有価証券

社債等は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

⑵　長期未払金、及び⑷　未払金

これらの時価のうち、リース債務については元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。その他の時価については短期間で決済されるため、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　ＰＦＩ債務

時価について、元利金の合計額を新規に同様のＰＦＩ事業を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

（賃貸等不動産の時価等）

当法人は上富岡町地区、上条町地区に寄宿舎等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次の通りであります。

（単位：千円）

| 貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|---|---|---|---|
| 前期末残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 1,195,490 | △50,294 | 1,145,195 | 1,055,555 |

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

取得等による増加（国際交流会館）　739千円

減価償却による減少（学生宿舎ほか５箇所）　51,034千円

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人にて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産に関する令和７年３月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。

（単位：千円）

| 賃貸収益 | 賃貸費用 | その他（売却損益等） |
|---|---|---|
| 70,619 | 51,034（35,690） | — |

（注１）　減価償却相当累計額については、内数として（　）内に記載しております。

（注２）　当該賃貸等不動産に係る管理業務費用については、実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上しておりません。